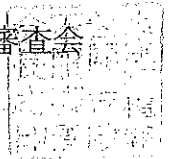




30 答 申 第 2 号
平成30年11月30日

土庄町議会議長 井上正清 様

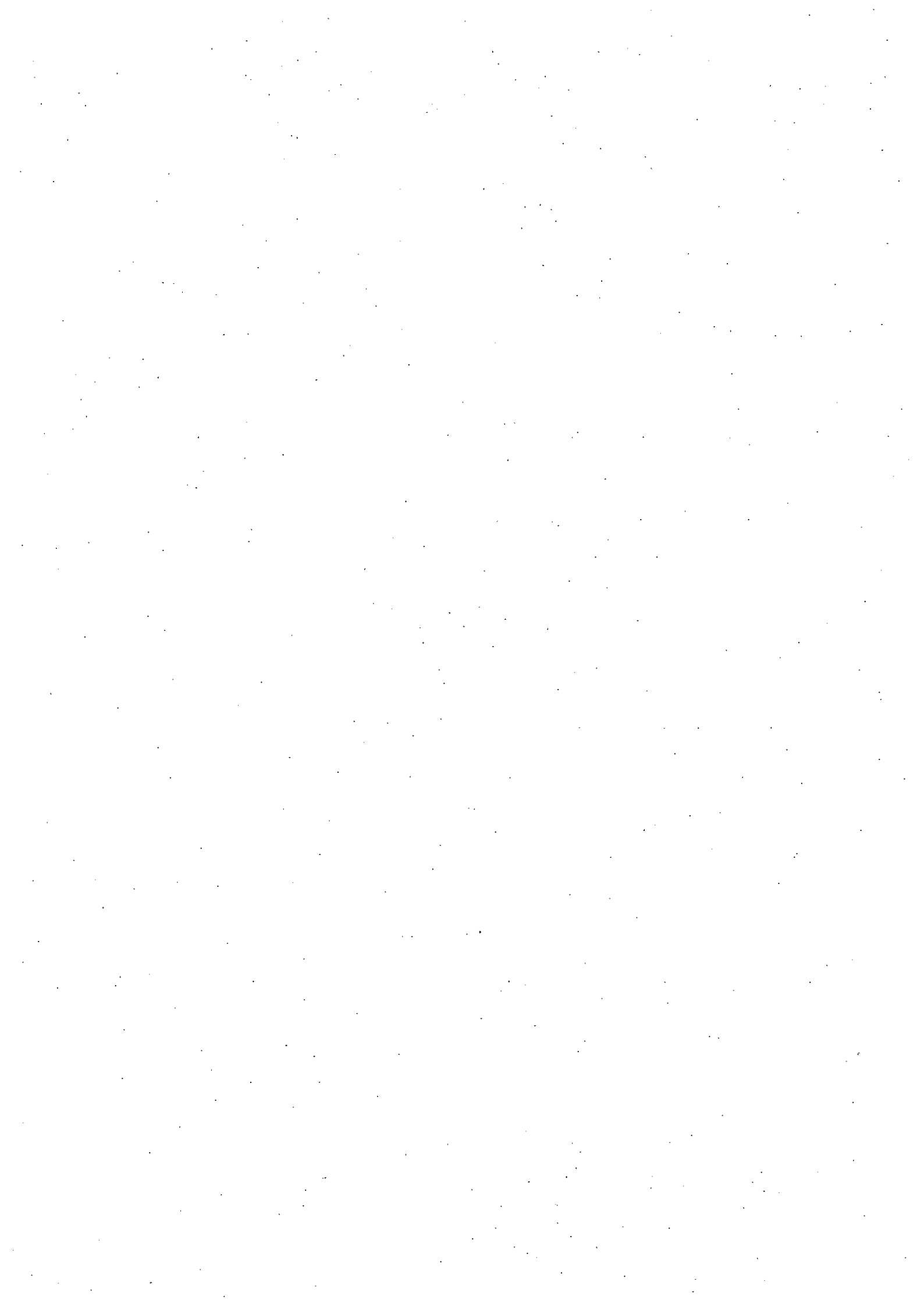
土庄町情報公開・行政不服審査会
会 長 葛 西 裕 匡



土庄町情報公開条例第13条の規定に基づく諮問に対する答申

平成30年9月7日付けで諮問のありました次の件について、別紙のとおり
答申します。

土庄町議会議長あてに提出された平成30年8月24日付け審査請求について
の諮問



別 紙

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

(1) 平成30年7月27日付けで、本件審査請求人（以下「請求人」という。）から、土庄町議会議長（以下「実施機関」という。）に対して土庄町情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づく情報公開請求（以下「公開請求」という。）があった。公開請求の内容は、次のとおりである。

土庄町は、小豆島とのしょう観光協会に対して、平成30年度「エンジェルロード公園案内所運營業務委託」委託金として4,867,000円の支払いを予定している。

1、前記「委託金」の土庄町議会での審議に付託した際に、土庄町から土庄町議会に提出された、一切の審議資料。

2、土庄町議会で、前期1の案件を審議した際の、担当常任委員会での会議録の全部。（原文ママ）

3、前記委託金の支払いを適正と判断した際の、根拠文書の全て。

(2) 実施機関は、平成30年8月9日付けで、この公開請求に対し、公開請求の内容1に関する情報については情報公開決定を、内容3に関する情報については、情報不存在であるとして情報公開請求却下を、内容2に関する情報については、条例第9条第1号に該当すると判断される個人に関する情報で、特定の個人が識別され得る部分を非公開とする情報一部公開決定（以下「本件処分」という。）をした。

(3) 請求人は、本件処分を不服として平成30年8月24日付け（同27日到達）で、実施機関に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求を行った。

(4) 実施機関は、条例第13条の規定により、本件審査請求について平成30年9月7日付けで当審査会に諮問した。

第3 請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書における請求人が主張する本件審査請求の理由は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、全部公開する必要がある。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書における実施機関の説明は、次のとおりである。

- (1) 公開請求の対象文書である総務建設常任委員会の記録を公開するか否かについては、記録を保管している議長の判断となる。委員会の記録は、委員会の会議状況を証明するための公的な記録であり、情報公開請求がされた場合は、公開するものであると考える。
- (2) しかし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条に基づく議事の公開の原則は、本会議に限られるものであり、常任委員会については何ら触れていないことから、常任委員会を公開するか否かは議会の裁量に委ねられている。本町議会においては、土庄町議会委員会条例（平成3年土庄町条例第18号）第16条第1項で「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」とあり、同条第2項で「委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる」と規定しており、常任委員会を原則非公開としている。
- (3) 「公開」とは、傍聴を認めることであると同時に、法第123条の規定に基づき調製された会議録の閲覧も認める趣旨である（最高裁昭和50年4月15日）。委員会の記録は、本会議の会議録と異なり、公表・頒布される性質のものではなく、委員会の議事の記録として議長が保管するものである。
- (4) したがって、委員会の会議録は、公表するものではないので、公開するか否かは条例に基づき判断する。本件公開請求で非公開とした個人の氏名は、条例第9条第1号に規定する個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るものに該当し、同号ただし書のアからエには該当しないため、

本件公開請求は、情報一部公開決定とした。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例の目的は、その1条にあるように町民の情報の公開を求める権利を明らかにし、町民の町政に対する理解と信頼を深め、もって町政の発展に寄与することである。審査会は、この目的に適うように条例を解釈し、事案について判断する。

2 本件審査請求の対象について

本件審査請求の対象は、土庄町が小豆島とのしょう観光協会に対して支払うことを予定している平成30年度エンジェルロード公園案内所運營業務委託料に関して、土庄町議会の担当常任委員会で審議した際の会議録について、実施機関が条例第9条第1号に該当する部分を非公開とした本件処分である。本件対象情報は、平成30年3月8日に開催された土庄町議会総務建設常任委員会（以下「委員会」という。）会議録のうち商工観光課所管の平成30年度一般会計当初予算等について審議した部分であり、開催日時、委員会の出席者、出席者の発言内容等が記載されている。

3 具体的な判断

(1) 本件対象情報における非公開情報の非公開妥当性について

条例第9条第1号は、同号ただし書に規定する「ア 法令の規定により何人でも閲覧できるとされている情報」、「イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報」、「ウ 法令の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報で、公益上公開することが必要であると認められるもの」、「エ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報」に該当する情報を除き、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、

動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を非公開とすることができる情報として規定している。

本件対象情報のうち非公開とされた部分は、委員会出席者の発言上に含まれる委員会出席者以外の個人の氏名であり、当該個人の氏名は、条例第9条第1号に規定する情報に該当する。また、委員会は、土庄町議会委員会条例第16条第1項の規定により原則非公開であること及び委員会の会議録は、議会本会議の会議録と異なり法令の規定により何人でも閲覧できるとされている情報や公表を目的として作成した情報ではないため、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(2) 結論

以上から、冒頭結論のとおり判断した。

以上